

公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団依頼出張者旅費規程

（目的）

第1条 この規程は、財団の用務により、財団の常勤役員及び財団職員以外の者（以下「依頼出張者」という。）が国内出張する場合の旅費およびその手続きに関する事項を定める。

（県内出張の旅費の支払い）

第2条 依頼出張者に対する旅費のうち、用務地が「こうち男女共同参画センター」であるものについては、依頼出張者の出発地（市町村）に応じ、別に理事長が定める額を定額で支払う。

2 用務地が「こうち男女共同参画センター」以外の依頼出張者に対する旅費については、前項の規定を参考に理事長がその都度決定する。

3 本条の規程による出張のうち、宿泊を要する場合には、宿泊料として、1泊あたり9,800円を第1項及び第2項の旅費に加算して支払う。

（県外出張の旅費の支払い）

第3条 依頼出張者が県内から県外へ出張する場合又は県外から県内に出張する場合の旅費については、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団出張規程（以下「出張規程」という。）に準じて支給する。ただし、出張規程に準じた取扱いによりがたい場合には、理事長がその都度決定し支払うこととする。

（手続き）

第4条 依頼出張者の旅費の支出については、出張伺によらず、本規程に従い、経費支出伺を作成し、決裁権者の決裁を受けたうえで支出することとする。

（所得税を源泉徴収する場合の取扱い）

第5条 本規程により支払う旅費について所得税を源泉徴収する必要がある場合には、原則として、当該旅費を依頼出張者への謝礼・講師料等を含めて支払うものとする。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、旅費事務の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、同日以降を出発日とする出張から適用する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。